

北勢線事業専門委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北勢線事業運営協議会規約第7条第3項の定めに従い、北勢線事業専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(組織及び委員)

第2条 委員は、6名以内とする。

2 委員は、北勢線事業運営協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱年度から3年とする。

(議長)

第3条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、委員会を代表し議事を統括する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、北勢線事業の運営管理及び活性化事業に関する重要事項の調査分析を行う。

2 議長は、会長へ委員会の報告をする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、北勢線事業運営協議会事務局において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長と議長が協議し定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。